

■「業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）」のご案内

(1) 業務改善助成金制度の概要

- 地域別最低賃金が700円以下の道県に事業場を置く中小企業事業主が対象です。(平成23年4月1日現在、北海道最低賃金は691円。)
- 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を時間給等(時間給又は時間換算額)で4年以内に計画的に800円以上に引き上げる賃金改善計画書を策定する。
- 1年あたり時間給等を40円以上引き上げる。
- 業務改善助成事業(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等)を実施する。
- 業務改善助成金を支給する。(業務改善に要した経費の2分の1、上限100万円・下限5万円。)

(2) 対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主です。

- 事業場内最低賃金が時間給等800円未満の労働者を使用していること。
- 北海道内に事業場を置き、次表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たすこと。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

(3) 交付対象となる経費

- ①業務改善に係る経費の例→業務改善効果のある物品の購入、リース費、専門家への委託費等(例)

賃金制度の整備	事業場内最低賃金の引上げに伴う賃金制度見直しのための賃金コンサルタント経費
就業規則の作成や改正	事業場内最低賃金の引上げに伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料
労働能率の増進に資する設備・機器の導入	ア. 在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用 イ. 作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗の改装、機器等の購入費用
労働能率の増進に資する研修	新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

②業務改善と認められない例

通常の事業活動に伴う経費及び準ずる経費は対象としない。

③場所的制限

当該事業場の業務改善に要した費用のみを対象とし、同一企業であっても他の事業場に係る業務改善に要した費用は対象とならない。

お問い合わせ先は、オフィス小笠原まで。(☎0134-29-3159)

■個人請負や孫請も対象に～連合が公契約基本法を提言

国や地方自治体などが発注した事業を民間事業者などが受注する際に締結する「公契約」に関し、連合は、基本法を制定する際の具体的な考え方をまとめました。労働者の範囲には一人親方や個人請負を、事業者には下請けや孫請事業者なども含めるとし、受注する労働者の賃金が「適正な水準」であることを求める内容となっています。

適正な賃金水準については当面、公共工事における建設業や公共サービスにおける警備、清掃、電算入力、学校給食などで定め、それらの水準を満たしていることを受注者の要件とします。

国民の税金で行われる事業遂行時の契約が公契約で、透明性の確保はもとより、働く者の適正な労働条件確保などが求められます。そのため、一定の責務を事業の発注者や受注者に課するというのが公契約基本法です。なお、条例化の動きは全国に広がっております。

受注者の決定方式は、①受注者としての資格審査と、②総合評価方式による審査・評価、の2つの手続きを経ることとし、判断基準は「公正労働基準と労働関係法の順守や社会保険の全面適用」と、「障がい者など多様な人材の雇用促進」を踏まえたものとするようです。

最低賃金法や労働基準法などの法令違反がないのはもとより、加入義務がある場合の社会保険や労働保険への加入が前提で、受注者としての審査・評価を行う際の必須項目には「労働者の賃金が適正な水準であること」を盛り込むようです。

直ちに、すべての公契約に適正な賃金水準を定めるのは困難であるとし、公共工事における建設業や、公共サービス業における警備、清掃、電算入力、学校給食など特定の業種・職種からスタートし、順次対象範囲の拡大をめざすとしています。

オフィス小笠原では、顧問先等にこういった公契約に事前に対応していただくため、「労働条件審査」の受注およびこの問題に関する（出前）セミナー等を行っています。詳細は当事務所までお問い合わせください。

■M&A (mergers and acquisitions : 企業の合併や買収の総称)

中小企業のM&Aの譲渡側の動機として多いのは「後継者問題」および「事業の将来性の不安」の二つが多いようです。昭和30年代、40年代に創業した多くの中小企業の創業経営者が後継者難に直面しており、この問題の解決策として中小企業の友好的M&Aが静かな流行となっています。非上場会社の経営者が事業の継承を考えたとき、選択肢としては「親族または社員への継承」「株式上場」「清算」「M&A」という4つがありはするものの、実際は最初の2つは諸条件をクリアして実現できることは稀で、「清算・廃業」は従業員にとって最悪の選択肢で、結果としてM&Aという選択肢が浮上してくることになります。

ご相談はオフィス小笠原で扱っております。

